

日本体育・スポーツ経営学会 学会大会運営委員会内規

第1条 会則第4条および第16条(4)に基づき、学会大会の円滑な開催を推進するために、学会大会運営委員会をおく。

第2条 学会大会運営委員会は、委員長、副委員長各1名、および委員若干名をもって構成する。

2) 委員長および副委員長は、理事会の議を経て常務理事および副会長の中から会長が委嘱する。

3) 委員は、理事会の議を経て選出し、会長がこれを委嘱する。

4) 学会大会運営委員会構成員の任期は、2年とする。重任は、連続三期までを限度とする。

第3条 学会大会運営委員会は、学会大会の開催に関わる以下の業務を行う。

1) 学会大会の開催地の決定

2) 学会大会実行委員会の組織化の依頼

3) 学会大会実行委員会による企画・準備等のモニタリングと収支予算・決算の確認

4) 学会大会の開催に関わる諸規程の作成

5) その他学会大会のあり方や開催等に必要な事項

第4条 学会大会運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

2) 学会大会運営委員会は、原則として年2回開催する（メール審議可）。ただし、必要に応じ委員長の判断で、臨時に開催することができる。

3) 学会大会運営委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

第5条 学会大会の開催に関する規程等、必要な諸規程は別に定める。

第6条 本内規の改正は、理事会の承認を得るものとする。

付則 本内規は、平成27年9月10日から施行する。